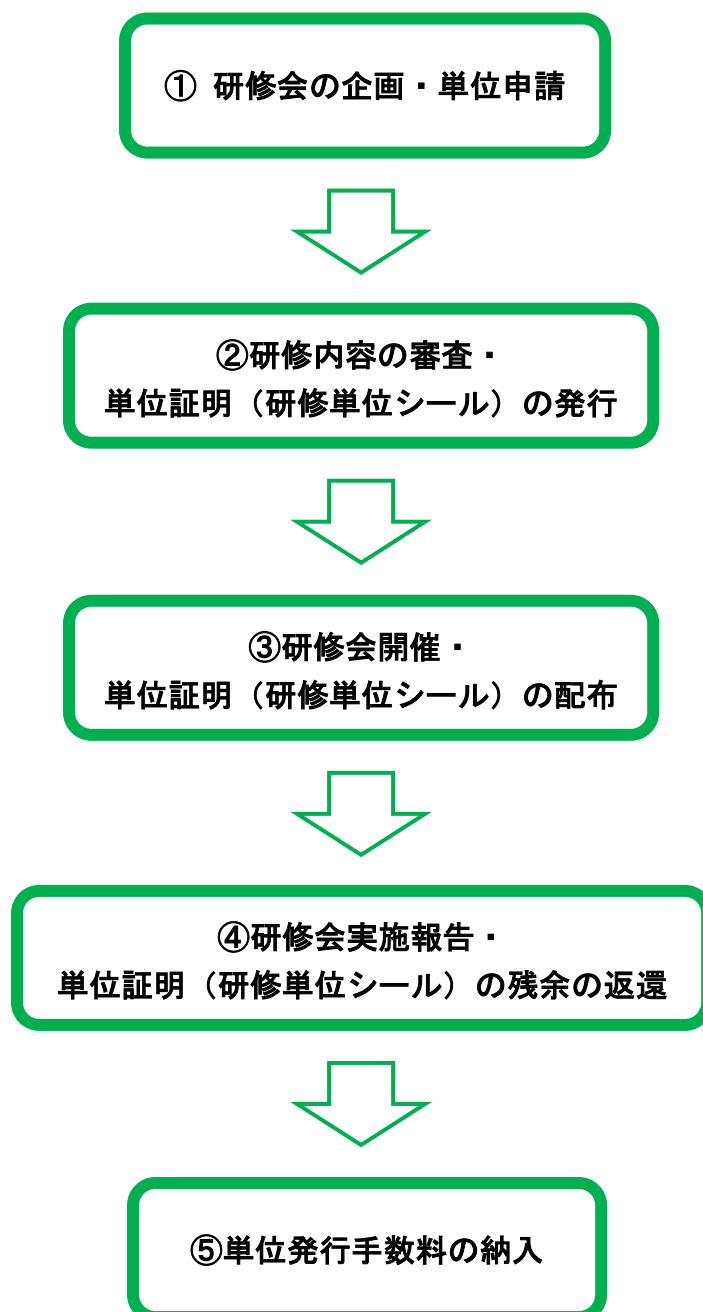


研修会実施機関による集合研修の単位申請について

研修会実施機関が日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修会を開催する場合は、下記の通り手続きいただきますようお願い致します。

※研修会実施機関の認定の詳細については「日病薬病院薬学認定薬剤師制度に係る取り扱いについて(Q&A)」をご参照ください。



① 研修会の企画・単位申請について

研修会実施機関は、当該研修開催予定日の1ヶ月前までに、「日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修会申請オンラインシステム」より、申請研修会の概要と研修会プログラム及び補足資料等（※）を本会に提出してください。なお、日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムの内容に沿った研修会を計画してください。

また、申請上の諸注意について、以下の項目をご確認いただきますようお願い致します。

【申請上の諸注意】

(1) 「研修会プログラム」について

「研修会プログラム」とは、受講者募集の媒体として公開しているものを指します。審査のため、以下の項目を明記していただきますようお願いいたします。

- ・ 研修会タイトル
- ・ 開催日時
- ・ 講演タイトル（必要に応じて副題をつけてください）
- ・ 講演毎の開始時刻と終了時刻
- ・ 講演毎の講師情報（所属・氏名等）
- ・ 主催・共催団体

申請にあたり内容が不足する場合は、補足資料を日病薬事務局 (bynintei@jshp.or.jp) までメール添付にてご提出ください。

「研修会申請オンラインシステム」の入力枠に沿って、講演毎に該当する領域・項目・単位数を明示してください。

(2) 主催・共催団体について

研修会実施機関が主催または共催する研修会のみが本制度の研修対象です。

1) 後援の場合

本制度の集合研修の対象となりません。

2) 製薬企業と共催する場合

本制度の集合研修の対象となりますが、企業の販売促進にかかわる講演（商品説明）は研修時間に含むことはできません。商業的バイアス（営利団体の顧客拡大や販売促進などの利益誘導）のない研修内容でなければなりません。

(3) 受講資格について

原則として当該機関の会員、非会員にかかわらず広く公開される研修会に対して本制度の単位が認定されます。受講資格を会員のみ限定している研修会は、本制度の単位は認定

されません。

(4) 参加費の徴収について

本制度の研修会開催にあたっては、必ずしも参加費を徴収する必要はありません。参加費徴収の有無については、研修会実施機関が決定してください。商業的バイアスのない研修内容を提供する必要性を考慮し、適宜、研修会実施機関が参加費の徴収の有無、参加費の金額を設定してください。

(5) 複数日にわたる研修会の申請方法について

研修単位シールの配布方法によって以下の2通りがあります。

- 1) 複数の開催日全体を1つの研修会として、研修単位シールを1枚配布する場合
複数日すべての出席をもって単位の取得を認める場合は、1研修会として1回の申請を行ってください。
- 2) 1日ごとに研修単位シールを配布する場合
1日ごとに単位の取得を認める場合は、開催日ごとに申請を行ってください。

(6) 学術大会の申請方法について

研修単位シールの配布方法と認定できるカリキュラムによって以下の2通りがあります。

- 1) シンポジウム等の区分ごとに研修単位シールを配布する場合
シンポジウム毎に研修単位および研修カリキュラム項目を申請してください。ただし、シンポジウム毎に受講者管理（入退室管理等）が適切にできる場合に限りです。
- 2) 1日ごとに研修単位シールを1枚配布する場合
研修カリキュラムの項目が多岐に渡る（同時に複数のシンポジウムなどを行う）場合は、学術大会全体で研修単位を申請してください。この場合、研修カリキュラム項目の認定は行わず、「カリキュラムなし」の単位の付与となります。（上限は1日4単位。）

(7) 研修時間と単位数・カリキュラムについて

1) 単位数

90分の研修につき1単位ですが、45分以上90分未満の研修は0.5単位となります。

90分以上の研修は45分毎に0.5単位加算となります。

45分未満の研修は単位として認められません。

2) カリキュラム

a. カリキュラム申請上の注意

講演タイトルと申請するカリキュラム項目に乖離の無いようにしてください。

また、1つの講演あるいは1つのシンポジウムで申請できるカリキュラム領域・項目は1つです。1つの講演に対して複数のカリキュラムの単位を申請することはできません。

例)「糖尿病治療薬の副作用モニタリング」というタイトルでは、V-2、V-1、Ⅲ-1などが考えられますが申請できる領域・項目はどれか1つです。

b. 「カリキュラムなし」について

同時刻帯に複数会場で講演・シンポジウムが行われ、かつ、研修カリキュラムの項目が多岐に渡る研修会・学会の場合に『カリキュラムなし』での単位申請となります。それ以外の研修会は、必ず研修カリキュラム項目を選択し単位申請をしてください。

なお、『カリキュラムなし』の研修単位の上限は、1日4単位です。

c. 会員の研究発表などについて

複数の演題すべての内容が1つの研修カリキュラム項目に該当する場合は、該当する項目で申請してください。複数の研修カリキュラム項目に該当する場合は、項目のⅡ-6として申請してください。単位については、基準どおり0.5単位/45分を最小単位として、該当する時間の単位数を申請してください。

(8) 複数の講演の単位数・カリキュラムの合算について

合算して申請できるのは、同一日に、同一のカリキュラム領域・項目の研修に限ります。以下に具体例を示します。

例1)

講演1(15分, V-2), 講演2(30分, V-2)の場合 → 0.5単位(V-2)

講演1(15分, V-2), 講演2(30分, I-1)の場合 → 0単位

例2)

講演1(30分, V-2), 講演2(30分, V-2), 講演3(30分, V-2)の場合 → 1単位(V-2)

講演1(30分, V-2), 講演2(30分, V-2), 講演3(30分, Ⅲ-1)の場合 → 0.5単位(V-2)

講演1(30分, V-2), 講演2(30分, I-1), 講演3(30分, Ⅲ-1)の場合 → 0単位

(9) 研修時間として含まれない内容について

研修会内の挨拶、研修会の概要説明、休憩時間、確認テストは原則、研修時間として含まれません。

学会・学術大会においては、飲食が提供される企業共催の講演（ランチョンセミナー、モーニングセミナー、イブニングセミナー、スイーツセミナー等）及びポスターの閲覧時間は研修時間として含まれません。ただし、ポスター示説時間は研修時間として認めます。

(10) 企業に所属する講師について

企業の販売促進などにかかわる内容でなければ、企業所属の講師による講演も単位が認められます。

申請時に、研修会申請オンラインシステムより、講演で使用するすべてのスライドを提出してください。研修小委員会で審査します。商業的内容があると判断された場合は、認定されない場合があります。商品名・企業名が講演タイトルなどに入っている場合及び企業名・企業ロゴが講演スライドに入っている場合は、原則として認定されません。

なお、申請時に提出できない場合は、備考欄に提出予定日を記入し、後日日病薬事務局 (bynintei@jshp.or.jp) までメール添付にてお送りください。委員会審査はスライド提出後となりますので、原則として研修会開催日時の2週間前までに提出する必要があります。

(11) ビデオ・DVD、Webセミナー等について

収録済みの講義をビデオ・DVDとして上映する場合や、サテライト会場を設けてWebセミナーを開催する場合は、講演内容、受講者管理状況等を踏まえて、研修小委員会が適否を審査します。

(12) 日病薬専門薬剤師制度の研修会の認定申請について

日病薬専門薬剤師制度と本制度の両方に研修会の認定を申請できます。ただし、取得単位はどちらか一方の認定制度にしか使用できませんので、受講者に研修単位シールを交付する際、その旨をお伝えください。

(13) 他のプロバイダー制度の研修会の認定申請について

1) 本制度と他のプロバイダー制度の両方に研修会実施機関として認定されている場合

1つの研修会について、両認定制度に認定申請が可能です。ただし、両認定制度から研修会を認定された場合、研修会実施機関は単位（研修単位シール）が重複しないよう、受講者にどちらか一方の認定制度の研修単位シールを交付しなければなりません。なお、受講者にはどちらか一方の認定制度の研修単位しか配布されない旨をプログラム等に記載してください。

学術大会において、学術大会全体の単位を他のプロバイダーから認定を受け、シンポジウム毎の単位を本制度から認定を受ける場合も同様の取り扱いとなります。

2) 本制度の研修会実施機関と、他プロバイダー制度の研修会実施機関が共催する場合

1つの研修会について、別々の団体が別々の認定制度に認定申請が可能です。（例えば、A県病薬とA県薬の共同開催の場合）ただし、両認定制度から研修会を認定された場合、認定申請した研修会実施機関は単位（研修単位シール）が重複しないよう、受講者にどちらか一方の認定制度の研修単位シールを交付しなければなりません。なお、受講者にはどちらか一方の認定制度の研修単位しか配布されない旨をプログラム等に記載してください。

(14) 申請を忘れた場合について

事後の単位申請は認められませんので、申請忘れのないようご注意ください。

② 研修内容の審査・単位証明（研修単位シール）の発行について

本会は、提出された研修内容を研修小委員会が審査し、本会が直接実施する研修会と同等と認める場合、研修会実施機関に対し「研修会開催計画の受理書」及び「単位証明（研修単位シール）」を発行する。「単位証明（研修単位シール）」は、研修会実施機関の申請枚数（受講予定人数）を発行します。

③ 単位証明（研修単位シール）の配布について

研修会実施機関は、各機関の定めた方法で研修会参加者の受講状況を管理し、管理上適切に受講した参加者に対し「単位証明（研修単位シール）」を配布してください。

④ 研修会実施報告・単位証明（研修単位シール）の残余の返還について

1) 都道府県病院薬剤師会を除く研修会実施機関の場合

当該研修会終了後1ヶ月以内に、本会に残余の「単位証明（研修単位シール）」を返還すると共に「研修会申請オンラインシステム」上で「研修会実施報告」を行ってください。

2) 都道府県病院薬剤師会の場合

各支部の取りまとめを行った上で、3か月ごとに前述1)と同様の手続きを完了してください。具体的には、請求の対象期間に行った研修会について、都道府県病院薬剤師会は翌月の10日までに各支部の残余シールをまとめて本会事務局まで郵送等で返還してください。

例：4月1日～6月末日に開催した研修会について取りまとめの上、7月10日までに本会へ実施報告・シールの残余返還をいただく。

⑤ 単位発行手数料のお支払いについて

本会は、研修会実施報告書の提出及び残余シールの返還が完了している研修会を請求対象として、各研修会実施機関に手数料の請求書を郵送します。（支部ごとに請求は行いません。）

請求金額は、研修会実施機関の「単位証明（研修単位シール）」の申請枚数に基づき、別表に定める通り決定します。手数料の振込口座及び振込期日は、請求書に記載いたします。

【別表】（日病薬病院薬学認定薬剤師制度規程細則 別添2より）

単位証明（研修単位シール） 申請枚数	手数料（税別）
50枚まで	1,000円
51枚～100枚まで	2,000円
101枚～300枚まで	4,000円
301枚～1000枚まで	8,000円
1001枚～2000枚まで	20,000円
2001枚以上	30,000円

※2001 枚以上は、1000 枚増すごとに手数料を 5,000 円追加することとする。